

複合文化センター保守点検等業務一覧表

【文化会館】

	業務概要		仕様		留意事項
			作業内容	頻度	
清掃	1	日常清掃	「A. 清掃管理業務仕様書」参照。	毎日	
	2	定期清掃		6回／年	
	3	特別清掃		2回／年	
建築物環境衛生管理	4	空気環境測定	「B. 特定建築物環境衛生管理業務仕様書」参照	6回／年	業務は関係法令等の定めにより実施する。
	5	上水槽清掃		1回／年	
	6	飲料水水質検査		2回／年	
	7	簡易専用水質検査		1回／年	
	8	防虫防鼠業務		2回／年	
	9	残留塩素測定		1回／週	
空調設備	10	空調機点検（シーズンイン）	「C. 空調設備保守点検業務仕様書」参照	2回／年	
	11	空調機フィルター点検		2回／年	
	12	フロン排出抑制法簡易点検		4回／年	
	13	フロン排出抑制法定期点検		1回／3年	
	14	空調自動制御点検		2回／年	
建物維持管理	15	建物総合管理業務	以下の設備について、運転の監視及び維持点検を行う。 ①中央監視設備（監視システム） ⑤水道、浄化槽設備 ②電気設備 ⑥ガス、油類設備 ③空調設備 ⑦消防設備 ④換気設備 ⑧その他各設備	1回／月	業務は関係法令等の定めにより実施する。
	16	受変電設備点検	受電設備の点検及び試験測定等を行う。 文化会館：930KVA、図書館：475KVA	1回／月	
	17	消防設備点検	「D. 消防設備点検業務仕様書」参照	2回／年	
	18	防火対象物定期点検		1回／年	
	19	エレベーター設備点検	・エレベーター点検・給油・調整・清掃を行う。 ・消耗部品の供給を行う。	1回／月	
	20	自動扉設備点検	・ドアエンジン装置、制御装置、操作スイッチ、制御スイッチ等の点検及び調整を行う。 ・消耗部品の供給を行う。	4回／年	
	21	水中ポンプ点検	「E. 地下水水中ポンプ作動点検業務仕様書」参照	2回／年	
	22	建築設備定期報告業務	建築基準法第12条により、建築設備について定期的に専門の技術者が調査、検査を行い、報告を行う。 ・換気設備（機械換気・空調）・排煙設備（機械排煙のみ） ・非常用の照明装置・昇降機等	1回／年	
	23	特殊建築物定期報告業務	建築基準法第12条により、建築物について定期的に専門の技術者が調査・検査を行い、該当年に報告を行う。 ・敷地関係・構造関係・防火関係・避難関係・衛生関係等	1回／3年	
	24	防火設備定期点検報告業務	建築基準法第12条により、建築設備について定期的に専門の技術者が調査・検査を行い、報告を行う。	1回／年	
警備	25	夜間警備	「F. 保安警備業務仕様書」参照		
	26	機械警備	出入口等に自動警備装置を設置し、夜間警備を実施する。（原則として、開館日は22時以降、休館日は終日）	毎日	
舞台関係	27	吊物設備点検	「G. 舞台設備保守点検管理業務仕様書（文化会館）」参照	3回／年	
	28	照明設備点検		1回／年	
	29	音響設備点検		2回／年	
	30	残響可変設備点検		2回／年	
	31	ピアノ保守点検		1回／年	
	32	舞台管理業務	ホールの舞台機械設備・音響機械設備・照明機械設備の操作及び日常の点検・調整・清掃等の管理運営を行う。	常時	

【図書歴史資料館】

	業務概要		仕様		留意事項
			作業内容	頻度	
清掃	1	日常清掃	「A. 清掃管理業務仕様書」参照。	毎日	
	2	定期清掃		4回／年	
	3	特別清掃		2回／年	
建築物環境衛生管理	4	空気環境測定	「B. 特定建築物環境衛生管理業務仕様書」参照	6回／年	業務は関係法令等の定めにより実施する。
	5	上水槽清掃		1回／年	
	6	飲料水水質検査		2回／年	
	7	簡易専用水質検査		1回／年	
	8	防虫防鼠業務		2回／年	
	9	残留塩素測定		1回／週	
空調設備	10	空調機点検（シーズンイン）	「C. 空調設備保守点検業務仕様書」参照	2回／年	
	11	空調機フィルター清掃		2回／年	
	12	フロン排出抑制法簡易点検		4回／年	
建物維持管理	13	建物総合管理業務	以下の設備について、運転の監視及び維持点検を行う。 ①中央監視設備（監視システム） ⑤水道、浄化槽設備 ②電気設備 ⑥ガス、油類設備 ③空調設備 ⑦消防設備 ④換気設備 ⑧その他各設備	1回／月	業務は関係法令等の定めにより実施する。
	14	受変電設備点検	受電設備の点検及び試験測定等を行う。 文化会館：930KVA、図書館：475KVA	6回／年	
	15	消防設備点検	「D. 消防設備点検業務仕様書」参照	2回／年	
	16	防火対象物定期点検		1回／年	
	17	防火設備点検		1回／年	
	18	エレベーター設備点検	・エレベーター点検・給油・調整・清掃 ・消耗部品の供給	4回／年	
	19	自動扉設備点検	・ドアエンジン装置、制御装置、操作スイッチ、制御スイッチ等の点検及び調整を行う。 ・消耗部品の供給を行う。	4回／年	
	23	建築設備定期報告業務	建築基準法第12条により、建築設備について定期的に専門の技術者が調査、検査を行い、報告を行う。 ・換気設備（機械換気・空調）・排煙設備（機械排煙のみ） ・非常用の照明装置・昇降機等	1回／年	
	24	特殊建築物定期報告業務	建築基準法第12条により、建築物について定期的に専門の技術者が調査・検査を行い、該当年に報告を行う。 ・敷地関係・構造関係・防火関係・避難関係・衛生関係等	1回／3年	
警備	25	防火設備定期点検報告業務	建築基準法第12条により、建築設備について定期的に専門の技術者が調査・検査を行い、報告を行う。	1回／年	
	21	機械警備	出入口等に自動警備装置を設置し、夜間警備を実施する。（原則として、開館日は22時以降、休館日は終日）	毎日	